四四七　予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する告示　二〇　二　282

四四八　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二〇　281　一　282

四四九　平成二十八年総務省告示第百四号の一部を改正する件　二一　三　282

四五〇　平成二十八年総務省告示第百五号の一部を改正する件　二一　三　282

四五一　平成二十八年総務省告示第三百六十六号の一部を訂正する件　二一　三　282

四五二　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　二一　三　282

四五三　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二一　三　282

四五四　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　二一　三　282

四五五　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　二一　七　282

四五六　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二一　八　282

四五七　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件　二一　八　282

四五八　平成二十三年総務省告示第四百三十四号の一部を訂正する件　二一　八　282

四五九　平成二十四年総務省告示第三百五十号の一部を訂正する件　二一　一〇　282

四六〇　平成二十五年総務省告示第三百六十七号の一部を訂正する件　二一　一二　282

四六一　平成二十六年総務省告示第三百五十号の一部を訂正する件　二一　一四　282

四六二　平成二十七年総務省告示第三百二十一号の一部を訂正する件　二一　一五　282

四六三　平成二十八年総務省告示第三百六十六号の一部を訂正する件　二一　一七　282

四六四　政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件　二一　一八　282

四六五　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分・平成二十三年分・平成二十八年分）を公表する件　二二　四　283

四六六　特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件　二二　一二　283

四六七　平成二十四年総務省告示第三百五十号の一部を訂正する件　二六　六五　285

四六八　平成二十五年総務省告示第三百六十七号の一部を訂正する件　二六　六五　285

四六九　平成二十六年総務省告示第三百五十号の一部を訂正する件　二六　六六　285

四七〇　平成二十七年総務省告示第三百二十一号の一部を訂正する件　二六　六七　285

四七一　平成二十七年総務省告示第三百二十二号の一部を訂正する件　二六　六八　285

四七二　平成二十八年総務省告示第三百六十八号の一部を訂正する件　二六　七〇　285

四七三　国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則を改正する件　二七　五　287

四七四　航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める等の件の一部を改正する件　二七　一四〇　287

四七五　衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二七　一四〇　287

四七六　設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二七　一四〇　287

四七七　携帯用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二七　一四〇　287

四七八　本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件　二七　一四〇　287

四七九　政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十八年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件　二八　六　〇中央選挙管理会

三一　最高裁判所裁判官審査公報発行規程の一部を改正する件　二八　五　〇政治資金適正化委員会

八一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　六　二　〃　七　一四　二八

八二　〃　六　二　〃　七　一四　二八

八三　〃　六　二　〃　七　一四　二八

八四　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　六　二　〃　七　一四　二八

一九　消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件　八　一　〇消防庁

二〇　消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示を指定する件　二二　三　〇法務省

六一二　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一　二　〃

六一三　日本国に帰化を許可する件　一　二　〃

六一四　〃　二　二　〃

六一五　〃　五　一　〃

六一六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　五　三　〃

六一七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　五　三　〃